

○障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進について（一般通達）

（令和4年7月7日付け岩警第741号）

岩手県警察本部長

各部長
首席監察官
各所属長

本年5月25日、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号。以下「法」という。）が施行され、同日付けで内閣府等から都道府県知事等に対し通知されたところである。

法は、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としており、国及び地方公共団体は、障がい者が障がいの種類及び程度に応じて、防災及び防犯に関する情報の取得並びに円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするために必要な施策、交通、司法手続等の分野において、障がい者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするために必要な施策等を講ずることとされている。また、障がい者からの相談への対応に当たっては、障がい者が必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、障がい者への情報提供に当たっては、障がいの種類及び程度に応じて行うよう、それぞれ配慮することとされている。

県警察では、障がい者が警察へアクセスする際の困難を取り除くため、スマートフォン等を使用して文字等で緊急通報が行える「110番アプリシステム」の運用、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成し情報発信を行っている。また、障がい者等の利用に配慮した信号機等を設置するなど、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施しているところである。

各位にあつては、法の規定を踏まえ、前記施策のほか、聴覚障がい者のための手話通訳及びルビを付した字幕入りの映像の活用並びに手話通訳員の確保に努めるほか、言語での意思疎通を困難とする者とのコミュニケーションを円滑にするための「コミュニケーション支援ボード」を活用するなど、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進を図ることとされたい。